



# 鳥取県公報

平成 31 年 3 月 26 日 (火)  
号外第 36 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 病院局管	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程 (1) (総務課) . . . . .	2
理規程	鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程 (2) (〃) . . . . .	5
	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (3) (〃) . . . . .	6

# 病院局管理規程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月26日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

## 鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																					
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%;">鳥取県立 中央病院</td> <td rowspan="6" style="width: 15%;">医療局</td> <td style="width: 70%;">略</td> </tr> <tr> <td><u>脳神経内科</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>呼吸器内科</td> </tr> <tr> <td><b>リウマチ・膠原病内科</b></td> </tr> <tr> <td>消化器内科</td> </tr> <tr> <td><b>腎臓内科</b></td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>経営戦略課</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">事務局</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務課</td> <td>1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。</td> </tr> </table>	鳥取県立 中央病院	医療局	略	<u>脳神経内科</u>	略	呼吸器内科	<b>リウマチ・膠原病内科</b>	消化器内科	<b>腎臓内科</b>	略	略	事務局	総務課		<u>経営戦略課</u>	略		略			事務局				総務課	1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。	<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%;">鳥取県立 中央病院</td> <td rowspan="6" style="width: 15%;">医療局</td> <td style="width: 70%;">略</td> </tr> <tr> <td><u>神経内科</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>呼吸器内科</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>消化器内科</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td><b>新病院建設推進室</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>経営課</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">事務局</td> <td style="width: 15%;"><b>新病院建設推進室</b></td> <td style="width: 70%;">中央病院の建設に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務課</td> <td>1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。</td> </tr> </table>	鳥取県立 中央病院	医療局	略	<u>神経内科</u>	略	呼吸器内科		消化器内科	略	略	事務局	<b>新病院建設推進室</b>		総務課		<u>経営課</u>	略		略			事務局	<b>新病院建設推進室</b>	中央病院の建設に関すること。		総務課	1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。
鳥取県立 中央病院			医療局	略																																																		
				<u>脳神経内科</u>																																																		
				略																																																		
				呼吸器内科																																																		
				<b>リウマチ・膠原病内科</b>																																																		
		消化器内科																																																				
		<b>腎臓内科</b>																																																				
		略																																																				
		略																																																				
	事務局	総務課																																																				
	<u>経営戦略課</u>																																																					
略																																																						
略																																																						
事務局																																																						
	総務課	1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。																																																				
鳥取県立 中央病院	医療局	略																																																				
		<u>神経内科</u>																																																				
		略																																																				
		呼吸器内科																																																				
		消化器内科																																																				
	略																																																					
	略																																																					
	事務局	<b>新病院建設推進室</b>																																																				
		総務課																																																				
	<u>経営課</u>																																																					
略																																																						
略																																																						
事務局	<b>新病院建設推進室</b>	中央病院の建設に関すること。																																																				
	総務課	1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。																																																				

	<p>3 病院の職員の人事及び 労務に関すること。</p> <p>4 病院の職員の給与、勤 務時間その他の勤務条件 に関すること。</p> <p>5 病院の職員の研修に関 すること。</p> <p>6 病院の職員の衛生管理 及び厚生福利に関するこ と。</p> <p>7 法令による申請、報告 及び諸届に関すること (他の所掌に属するもの を除く。)</p> <p>8 資産(器械及び備品を 除く。)の取得、管理及 び処分に関すること。</p> <p>9 施設の管理及び保全に 関すること。</p> <p>10 施設の営繕に関するこ と。</p> <p>11 他の所掌に属しないこ と。</p>
経営戦略課 及び経営課	略
略	
略	

(職制)

第8条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、患者支援センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長を置くことができる。

	<p>3 病院の職員の人事及び 労務に関すること。</p> <p>4 病院の職員の給与、勤 務時間その他の勤務条件 に関すること。</p> <p>5 病院の職員の研修に関 すること。</p> <p>6 病院の職員の衛生管理 及び厚生福利に関するこ と。</p> <p>7 法令による申請、報告 及び諸届に関すること (他の所掌に属するもの を除く。)</p> <p>8 資産(器械及び備品を 除く。)の取得、管理及 び処分に関すること。</p> <p>9 施設の管理及び保全に 関すること。</p> <p>10 施設の営繕に関するこ と。</p> <p>11 他の所掌に属しないこ と。</p>
経営課	略
略	
略	

(職制)

第8条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、患者支援センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長を

6・7 略	置くことができる。 6・7 略
-------	--------------------

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月26日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

## 鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、センター長、副センター長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、係長、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、運行管理主任、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、センター長、副センター長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、<u>室長補佐</u>、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、係長、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、運行管理主任、物流管理主任、メッセージャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員、<u>医療助手及び文化財主事</u></p>

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3 月26日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(別表第2)</td> <td>院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、医長、副医長、室長（血液浄化室長、新生児集中治療室長、内視鏡室長、画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）、医師及び歯科医師</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	適用範囲	略		医療職給料表(別表第2)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、医長、副医長、室長（血液浄化室長、新生児集中治療室長、内視鏡室長、画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）、医師及び歯科医師	略		<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。ただし、遺跡の調査を担当する係長及び文化財主事に適用する給料表は、<u>教育職給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第3）とする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(別表第2)</td> <td>院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（<u>医療局長及び医療技術局長</u>に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、医長、副医長、室長（血液浄化室長、新生児集中治療室長、内視鏡室長、画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）、医師及び歯科医師</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	適用範囲	略		医療職給料表(別表第2)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（ <u>医療局長及び医療技術局長</u> に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、医長、副医長、室長（血液浄化室長、新生児集中治療室長、内視鏡室長、画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）、医師及び歯科医師	略	
種類	適用範囲																		
略																			
医療職給料表(別表第2)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、医長、副医長、室長（血液浄化室長、新生児集中治療室長、内視鏡室長、画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）、医師及び歯科医師																		
略																			
種類	適用範囲																		
略																			
医療職給料表(別表第2)	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（ <u>医療局長及び医療技術局長</u> に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、医長、副医長、室長（血液浄化室長、新生児集中治療室長、内視鏡室長、画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）、医師及び歯科医師																		
略																			
2～4 略		2～4 略																	
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 職員（職員のうち、病院局特定任期付職員、<u>現業職員及び給料表の適用を受けない者</u>で臨時的に任用する職員及び非常勤職員を除く全てのものをいう。）の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、<u>職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）</u>の適用を受ける者の例による。</p>		<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 職員（職員のうち、病院局特定任期付職員、<u>現業職員及び給料表の適用を受けない者</u>で臨時的に任用する職員及び非常勤職員を除く全てのものをいう。）の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、<u>給与条例の適用を受ける者の例</u>による。</p>																	
2 略		2 略																	

(宿日直手当)

第19条 宿日直手当を支給する勤務は、病院における次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士の当直勤務

(4) 略

2 前項に規定する勤務を命ぜられた職員に支給する宿日直手当の額は、同項各号に掲げる勤務に応じ、当該勤務 1 回につき次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 前項第 1 号に規定する宿日直勤務については、2 万1,000円

(2) 前項第 2 号から第 4 号までに規定する宿日直勤務については、6,100円

3 前項の規定にかかわらず、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の 2 分の 1 に相当する時間である日で管理者が定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、9,150円 (入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては3 万1,500円) を超えない範囲内において管理者が定める額とする。

別表第 4 (第 3 条、第 4 条関係)

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
4 級	1～3 略 <u>4</u> 略
5 級	1～3 略 <u>4</u> 略
略	

備考 略

(宿日直手当)

第19条 宿日直手当を支給する勤務は、病院における次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師又は臨床検査技師の当直勤務

(4) 略

2 前項に規定する勤務を命ぜられた職員に支給する宿日直手当の額は、同項各号に掲げる勤務に応じ、当該勤務 1 回につき次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 前項第 1 号に規定する宿日直勤務については、2 万円

(2) 前項第 2 号から第 4 号までに規定する宿日直勤務については、5,900円

3 前項の規定にかかわらず、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の 2 分の 1 に相当する時間である日で管理者が定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,300円 (入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては3 万円) を超えない範囲内において管理者が定める額とする。

別表第 4 (第 3 条、第 4 条関係)

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
4 級	1～3 略 <u>4</u> 室長補佐の職務 <u>5</u> 略
5 級	1～3 略 <u>4</u> 困難な業務を処理する室長補佐の職務 <u>5</u> 略
略	

備考 略

別表第 4 の 2 (第 3 条、第 4 条関係)

教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務

別表第 7 (第 7 条、第 20 条関係)

職	区分
略	
局長 課長 (局総務課の課長に限る。) 部長 (薬剤部長に限る。) 副局長 (医療局の副局長を除く。) センター長 (地域連携センター長に限る。) 室長 (医療情報管理室長に限る。)	3 種
副室長 (医療安全対策室の副室長に限る。) 参事 (管理者が必要と認めた者に限る。) 看護師長 副センター長 (患者支援センター及び地域連携センターの副センター長に限る。)	
略	

2 級	係長及び文化財主事の職務
特 2 級	困難な業務を行う係長及び文化財主事の職務

別表第 7 (第 7 条、第 20 条関係)

職	区分
略	
局長 課長 (局総務課の課長に限る。) 部長 (薬剤部長に限る。) 副局長 (医療局の副局長を除く。) センター長 (地域連携センター長に限る。) 室長 (医療情報管理室長及び新病院建設推進室長に限る。)	3 種
副室長 (医療安全対策室の副室長に限る。) 参事 (管理者が必要と認めた者に限る。) 看護師長 副センター長 (患者支援センター及び地域連携センターの副センター長に限る。)	
略	

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。